
金融規制の現状

橋 本 光 憲

目 次

1. 金融規制の新たな必要性
 2. 金融規制の今日的問題点
 3. 検査・考査と金融規制
 4. 金融業の将来との関連性
- おわりに

1. 金融規制の新たな必要性

——金融規制はなぜ必要なのか

すでに前稿で、¹⁾「なぜ銀行を規制するのか」(Why regulate banks?) について、主要国の問題意識については概観してきた。それは、従来の問題意識と違っていいかも知れない。そこで本稿では、現在の問題意識としてはどうなのか、どう変わってきたのか。2, 3の例を挙げながら検討してみよう。

池尾和人は著書『銀行リスクと規制の経済学』の中で、第II部を銀行規制に充て、

- ① セイフティ・ネット（預金保険制度，市場規律と預金保険，オプションとしての預金保険，改革の諸構想）

- ② 資本構成と債権譲渡（自己資本比率規制，資本規制と銀行行動，ローン・セール）
- ③ 業際規制と制度改革（制度改革と経済分析，隔離問題，組織形態と銀行行動）

に分けて論じている。²⁾

これはキーワードだけで，さらに説明を要しようが，結論として「業務分野規制の緩和を中心とした金融制度改革は，対応した公的セイフティ・ネットの提供体制の改革を伴わなければ，望ましい結果をもたらすえないのである³⁾」とし，その前提として，「銀行の行動（活動範囲や価格設定等）に対して種々の規制を加える⁴⁾」必要性を認識しているようである。

もう一つ，金融規制の新たな視点を提示するものとして，貝塚啓明・植田和男らの『変革期の金融システム⁵⁾』から得られる幾つかの知見を紹介しよう。

「① 1980年代以降の金融規制の動向

当初は規制緩和・廃止（deregulation）の方向にあった——アメリカにおける預金金利規制の廃止，イギリスにおけるビッグバン，カナダ・日本における制度改革。

1980年代後半から90年代初めに金融システムの不安定性が顕在化——アメリカにおける貯蓄貸付組合（S&L）の経営破綻，ヨーロッパ大陸諸国での銀行の経営破綻，日本の銀行の不良債権の増加，等。

従来，金融システムの安定性を維持してきたと思われた預金保険の機能に対して強い疑問が提起されるとともに，バランス・シート規制を中心とする健全性維持のための規制の見直しが議論され，特にアメリカでは大幅な改革が実行されるに至った。

（規制緩和から規制の見直しへ）

② 規制の分類

金融規制

システミック・リスクの防止

(1) 競争制限的規制

a. 価格規制（利子率・手数料などの固定）

b. 内外資本移動への規制

c. 業務分野の規制

銀行業内での専門化

銀行業・証券業・保険業の区分

銀行業と商業（commerce）との分離

国境を越える金融サービスの規制

d. 新規参入に関する規制

国内金融機関設立への制約

外国金融機関設立への制約

(2) 健全性規制（prudential regulation）

a. バランス・シート比率規制とリスク回避規制

b. 実地検査（on-site inspection）と外部監査（external auditing）

個別リスクの防止

(1) ディスクロージャー

(2) 預金保険機構

(3) 最終的な貸手

システムの効率性促進

(1) 独禁法的規制

(2) 銀行の株式保有制限

（貝塚・植田『変革期の金融システム』35ページより）

これらの規制は、1980年代においてかなり変化を遂げた。(中略)競争制限的規制の市場原則への制約にかかわる規制のうち、価格規制、内外資本移動への規制、業務分野規制が大きく変化を遂げた。(中略)他⁶⁾方、健全性規制は、最近になってむしろ強化されたといっている。」

さらに、金融規制における残された争点として預金保険の有効性を挙げて⁷⁾いる。

ともあれ、金融規制とは政府の介入に他ならず、介入が正当化されるべき理由とは、民間による「市場の失敗」(market failure)である。ここ数年の個別銀行の金融破綻と金融システム全体への影響の懸念が、金融当局による規制の再強化に根拠を与えているといえよう。

灘山龍輔⁸⁾は、この点で2つの構想概念図(図1)を示しているので、参考としたい。

2. 金融規制の今日的問題点

(1) 専門家による指摘

銀行理論の近年の名著といわれる Freixas and Rochet の著書⁹⁾によって、これまで指摘した金融規制の今日的問題点を検証してみよう。

同書では、最後の第9章を The Regulation of Banks (銀行の規制)として、Regulation Theory and Banking Theory (規制理論と銀行理論)、Why Do Banks Need a Central Bank? (銀行はなぜ中央銀行を必要とするのか)、Portfolio Restrictions (投資資産の制限)、Deposit Insurance (預金保険)、Solvency Regulations (弁済能力規制)、The Regulation of Bank Failures (銀行破綻への規制)、等を取り扱っている。

この中で、重要点と思われるものを幾つか選んで議論する。

(1) The Justification of Regulation (規制の正当化)

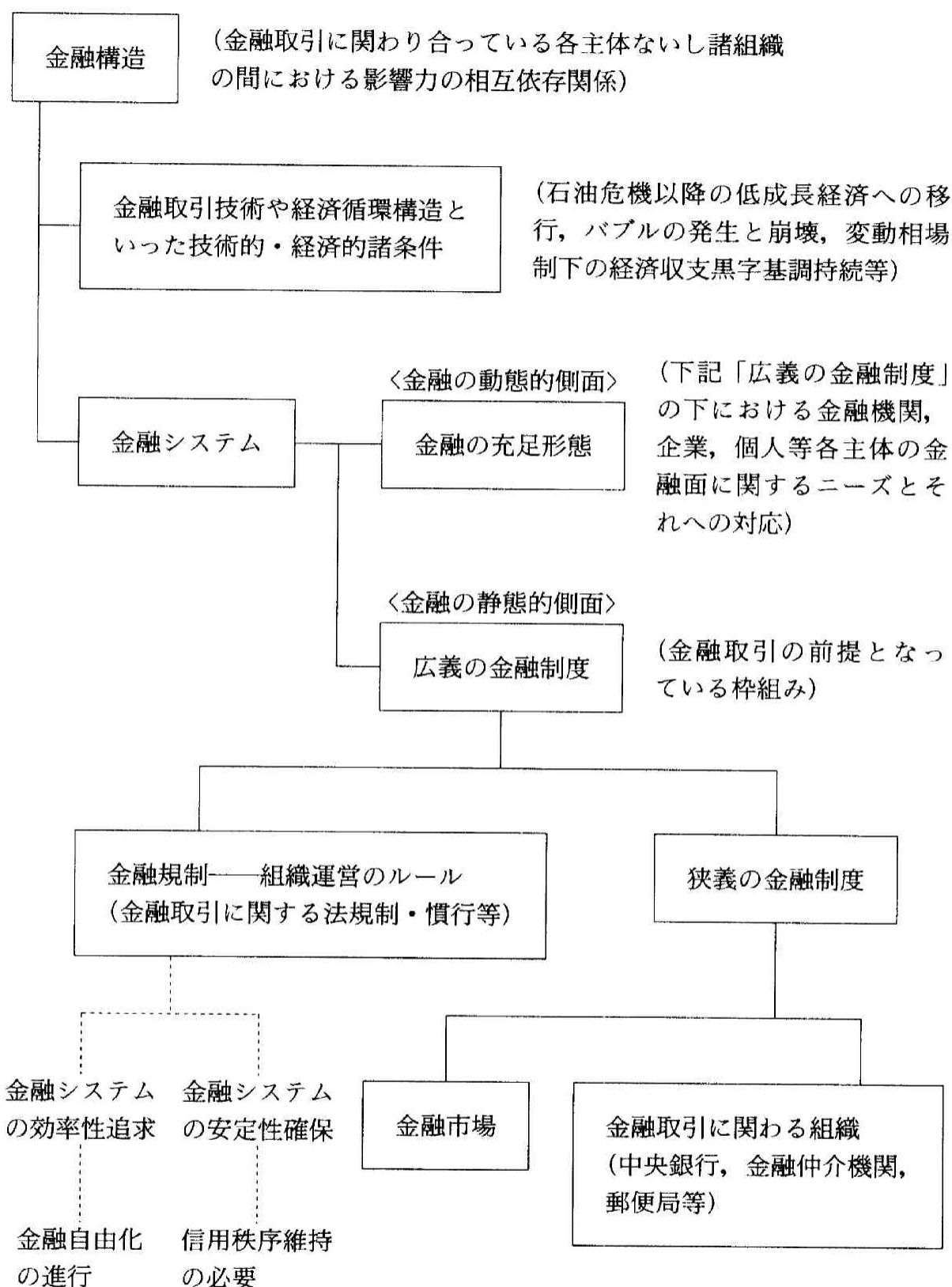


図1 金融の構造・制度・規制の概念図

(出典) 灘山龍輔「我が国金融規制に関する一考察」『高千穂論叢』第34巻第1号, 156頁。

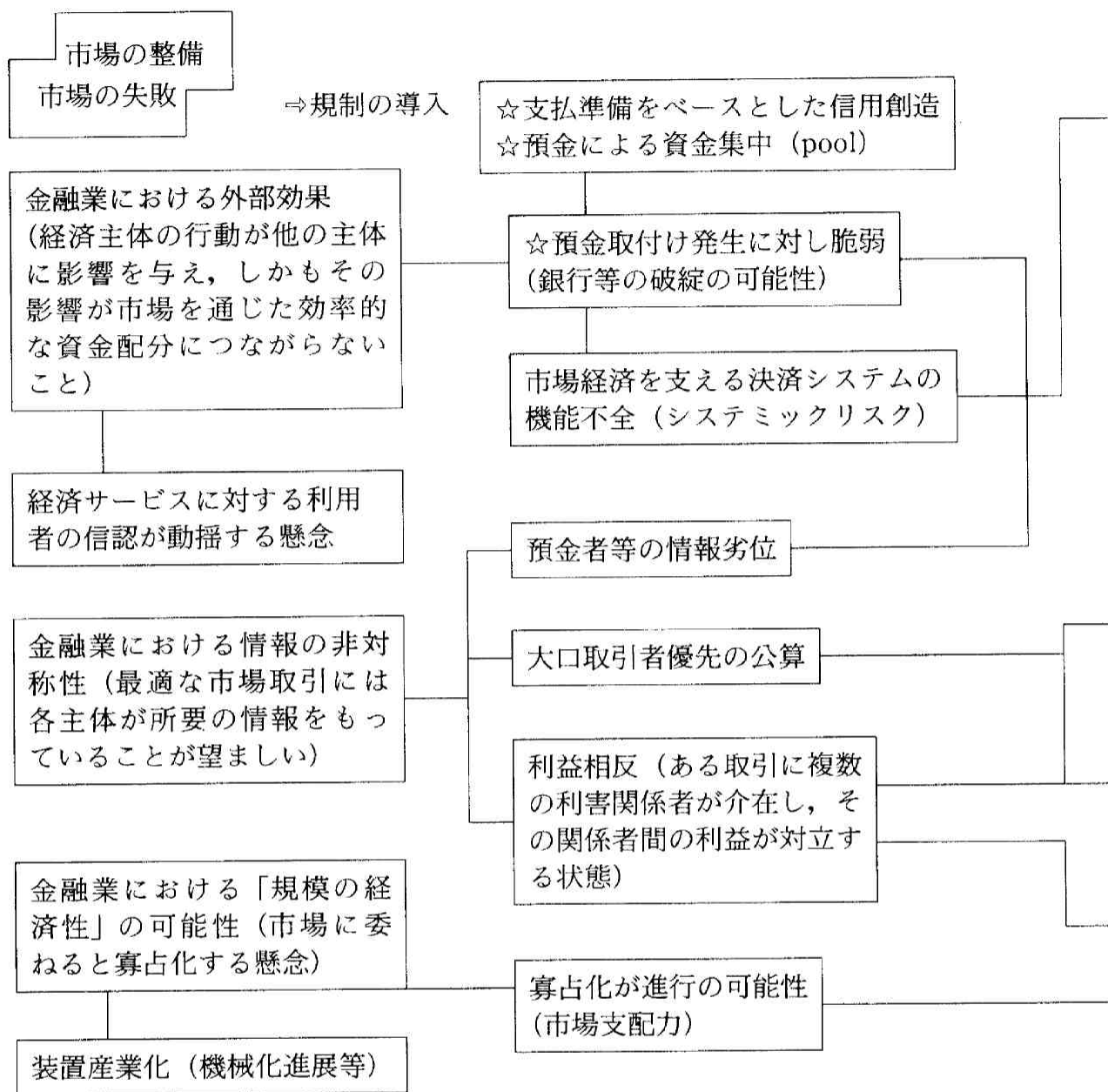
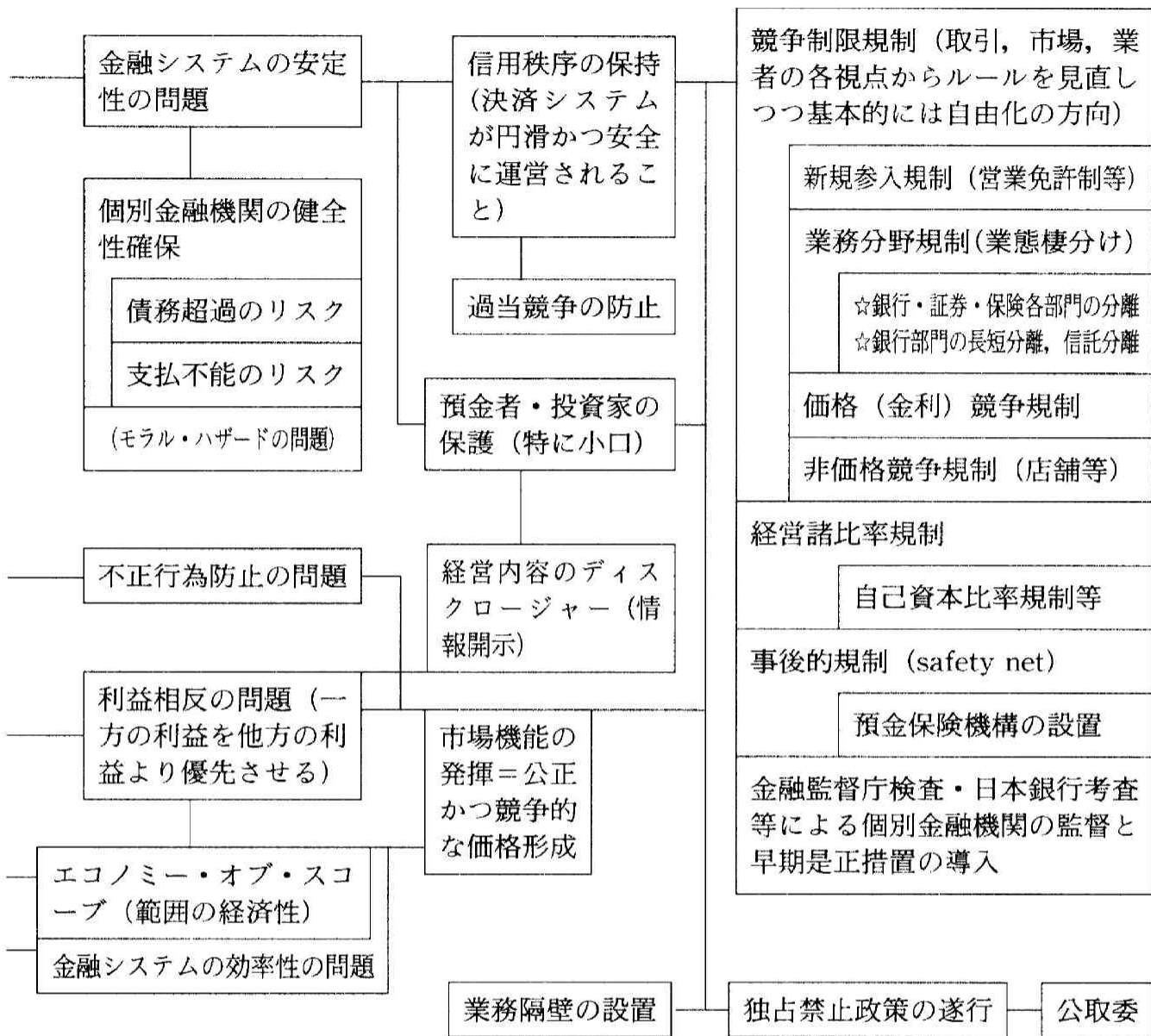


図2 金融規制の相互連関

(出典) 同稿, 157頁。

一般に公的規制 (public regulation) は、市場 (で) の失敗 (market failure) によって正当化される。銀行規制についていえば、“safety net” (セーフティ・ネット) の提供の必要性 (銀行破綻時の預金者保護) に基づく、失敗の影響は大きいからだ。

(2) Safety and Soundness Regulatory Requirements (安全性・健全性への規制条項)



(主に銀行業の場合)

以下の6タイプに分類されよう。

1. Deposit interest ceilings (預金金利の上限)
2. Entry, branching, network, and merger restrictions (新規参入, 支店展開, ネットワーク形成, 合併の制限)
3. Portfolio restrictions, including reserve requirements and, even, as an extreme case, narrow banking 投資資産の制限, 準備預金率を含む。

極端なケースとしては狭義の銀行業 (narrow banking) もありうる。

4. Deposit insurance (預金保険)
5. Capital requirements (自己資本比率)
6. Regulatory monitoring including not only closure policy but also the use of market values versus book value. (規制的モニタリング, 銀行閉鎖に限定せず, 市場価格対帳簿価格の差異も利用する)

ここでモニタリングに言及があったのは, 面白い。

以上の中で, 目新しいものとして, narrow banking (狭義の銀行業) があった。同書で銀行の定義を, *A bank is an institution whose current operations consist in granting loans and receiving deposit from the public.*¹⁰⁾ (銀行とは, その日常活動が貸出しを認め, 大衆から預金を受け入れる仕事から成り立つ機関である) と定義し, 将来は商業銀行は2つの種類の特化した機関——1つは“narrow bank”(狭義の銀行) または投資信託と, もう1つは finance company (金融会社) または信用組合に分かれるだろうと述べている。¹¹⁾

この場合, 狭義の銀行は大衆の預金を traded securities (流通証券) に投資し, 金融会社は貸出資金を債券または株式発行で調達することになる, と付言している。¹²⁾

(2) 金融規制と諸人士の発言

これまで金融規制について, 2, 3の専門家の考察をみてきたが, ここからは金融分野の諸家の発言を幅広く点検することとしたい。

西脇廣治は, 「銀行規制の問題は, 学問として発展過程にある規制の経済学と伝統的な銀行論の両分野にまたがる研究分野であると言える。」¹³⁾ としている。

池尾・金子・鹿野では, 銀行検査・考査に触れて, 以下のように述べている。

「このほか、公的当局による銀行規制・監督上の重要な手法として、銀行検査・考査がある。これは、公的当局が個々の銀行から銀行経営に関する資料を徴求、そうした資料に基づき経営動向や資産内容を分析したり、ヒヤリング（聞き取り調査）の実施あるいは個々の銀行に直接赴き、当該銀行の資産・負債の状況はもとより、バランスシートに現れない資産価値の変動や審査・管理体制についても評価することで銀行の経営実態をよりきめ細かく把握し、場合によっては改善指導を行うなど、経営の健全性を確保しようとするところに特色がある。¹⁴⁾」

粕谷宗久は、伝統的な銀行の捉え方に、次のような新しい視点を紹介している。

「こうした伝統的な銀行の捉え方に、情報の経済学という新たな観点を加える必要がある。伝統的な価格理論のもとでは、情報の完全性等所定の仮定のもとに、価格機構が資源の社会的最適配分を実現する。情報が完全であれば、価格が需給のシグナルとして働き、最適な配分が達成されるというものである。ところが、情報の完全性の仮定が崩れるときには、新たな考察が必要になる。情報の完全性の仮定が崩れるケースは、①将来の出来事に対し情報が不確実な場合、②各経済主体間で情報が非対称の場合、¹⁵⁾の2つが考えられる。」

ドウワトリボン、ティロールからは、次のような点で啓発される。

「① 銀行はなぜ破綻するようになったのか

第二次大戦後しばらくの間は、多くの国において、銀行間はもとより銀行とその他企業との競争も制限されており、銀行業務も極めて標準化されていた。この時代は銀行にとって居心地のよい時代であり、銀行破綻はほとんど発生しなかった。これに対して、最近25年間をみると、銀行を巡る競争環境は激しさを増し、リスクを伴う新規業務も拡大し、多くの国で銀行システムを揺るがすようなマクロ経済ショックが発生している。この結果、銀行は深刻な問題を抱えるようになってきた。¹⁶⁾」

「② 銀行の経営不祥事

銀行危機の原因は銀行の不祥事にあるとの指摘がしばしばなされる。確かに、銀行の不祥事絡みの事件が多く、それが深刻であることは事実であるが、不祥事の発生は今に始まったことではない。重要なのは、不祥事がなぜ80年代に集中的に表面化したのかという点である。これについては、80年代に至り銀行を取り巻く収益環境が厳しさを増す中で銀行経営陣や株主に対する歯止めがきかなくなったというのが妥当な解釈であろう。つまり、不祥事が銀行危機の直接の引き金になっている場合でも遠因はやはり銀行を取り巻く環境の変化にあるとみるべきである。¹⁷⁾

「③ 規制理由の探索 なぜ銀行を規制するのか、銀行規制はどうあるべきか、そもそも銀行を規制すべきなのか、といった点について経済学者の間でもコンセンサスは存在しない。これは、銀行規制に関するこれまでの議論があまりに細分化されすぎていたからである。つまり、議論を銀行の特定の性質（資産変換機能、決済システムへの参加、高いレバレッジなど）に限定したり、特定の規制（準備預金、預金保険、流動性供給など）についてのみ議論を展開してきたきらいがある。本書の基本的な立場は、個別の論点を離れ、そもそも銀行を規制するのはなぜかという原点に立ち返ることである。まず、この点についての考え方を固め、その上で、どのような規制が望ましいのか、銀行の特殊性はどの程度配慮すべきか、といった細部に議論を進めるのが適当であろう。¹⁸⁾

「④ 本書のアプローチ

銀行規制に関する本書のアプローチは極めて常識的である。すなわち、これまで多くの金融関係者が主張してきたように、銀行規制は小口預金者を保護するために存在するという立場をとる。銀行は、多くの企業と同じく、モラル・ハザードや逆選択が発生する危険に晒されている。それ故、投資家は、審査、監査、コビナント作成、経営介入などを通じて銀行経営者をモニタリングしなければならない。こうしたモニタリング

活動は、煩雑で、コストも時間もかかる。さらに、モニタリングは誰かひとりが行えば十分であり、その他の人々が同じことを繰り返すのは無駄になるという意味で「自然独占」¹⁹⁾的である。」

「⑤ モニタリングと代表仮説

銀行の債務は主として小口預金者により保有されているが、こうした預金者は多くの場合に、銀行のオンバラ、オフバラ両面の業務の詳細までは十分に理解できていない。また、銀行の何十万、何百万という顧客ひとりひとりにとってみれば、他の誰かが銀行をモニタリングすればよいのであって、敢えて自分からこれに手を着けようとは思わない。つまり、フリー・ライドの問題が発生している。これを解決するには、小口預金者の私的あるいは公的な代表者をひとりだけ指名し、その人に銀行をモニタリングさせればよい。これが本書の主張する代表仮説²⁰⁾である。」

「⑥ 家計の債権選択

預金保険があるという事情を別にすれば、家計が金融仲介機関に対して債権を持つとする場合にそれは必ずしも預金の形態をとる必要はなく、株式の保有であってもかまわないはずである（もちろん家計は預金だけに投資するわけではない。例えば、投信を通じて株式に投資することもある）。それにもかかわらず、多くの場合に預金の形態をとるのはなぜだろうか。

家計は危険回避的というのがこの問いに対する1つの答えである。つまり、家計は失業や疾病、あるいは住宅の購入や子供を大学に行かせたりすることに備えてリスクの高い投資を回避するのである。別な解釈としては、家計は危険資産の価値について情報が乏しいので情報面で優位な立場にあるインサイダーや投機家などに騙されないように危険資産への投資を控えるとも考えられる。また、リスクの低い資産は値決めが容易なので取引に伴うコストを削減できるというのも理由の1つかもしれない。²¹⁾」

ちなみに本書は、スタンフォード大学教授青木昌彦氏によって、同書「日本語版への序文」の中で「銀行規制の問題に関して、理論的には最も革新的、政策的には最も適切²²⁾」と評されている。

清水は、銀行の情報生産について、下記のように描いている。

「銀行の主要な役割が情報生産であるという認識は、情報の経済学の発展の中ですでに常識になっている。しかし、情報という言葉の定義はきわめて広範であり、それぞれの論者が異なった文脈やモデルの中で異なった定義で用いているために、現実の銀行がどのような情報を生産しているのかについては必ずしも明確な説明は行われていないように思われる。また銀行内でも、伝統的貸出業務に関わる情報は金融派生商品の取引、あるいは M&A の仲介等の手数料収入を生むような情報とは異なった性質を持っているであろう。

預貸金業務における銀行の情報生産というときには、一般に銀行が借手の信用力やプロジェクトの将来性をコストをかけた上で判断するという、審査能力に関して優位性を持っているという意味で使われることが多い。その優位性の理由としてあげられるのは、専門的知識を持った人材による評価能力や決済口座を管理していることからくる監視機能、同一業界を含めて広範な取引先を持つことからくる情報優位性、借手との^{あいたい}相対取引に基づく内部情報の入手、規模の経済による審査の低コスト等々である。

そこで、これら無数の情報生産者に対して銀行に情報生産上の優位性があるとすれば、それは預金貸出に関する口座取引を通じて、キャッシュ・フローの推移を日々特別の費用をかけることなく知ることができるという点にある。しかし、それ自体は借手のごく短期の動向を知る上での優位性であるにすぎないし、借手が口座取引をいくつかの銀行に分散している場合には大きな意味を持たない。さらに重要なことは、いったん貸出を行ってしまえば、その借手の収益が悪化していることは把握で

きたとしても、貸出金を回収することは経営破綻を早めることになるために困難であるし、その業界の専門家でない銀行員が経営の改善を指導するといったことも、例外的な場合を除いて一般的にはきわめて困難である。²³⁾」

3. 検査・考査と金融規制

わが国で、大蔵省－金融監督庁による検査と日本銀行による考査が、金融規制の一環として機能していることは、論を俟たないところである。

藤原・家森は、従来のプルーデンス政策の1つとして、検査（考査）およびモニタリングを挙げている。

「検査（考査）およびモニタリング

公的当局が金融機関の経営姿勢や諸規制の遵守、貸出債権の質的分類（健全性に関するレーティング）、内部監査の状態等について、個別にチェックを行うことを検査あるいはモニタリングと呼んでおり、検査官が直接銀行に出向いて資料の徴求や質問を行う場合を、実地検査（オンサイト）、電話等による日常的な聞き取り調査をモニタリング（オフサイト）と呼んで区別している。

検査およびモニタリングに関しては、国や金融機関の種類によって担当する監督当局が複雑に絡み合っており、わが国の場合には、信用組合については各都道府県が『機関委任事務』という形で検査を担当しているほか、労働金庫、農協・漁協については、それぞれ労働者、農林水産省が、大蔵省と『共管』という形で検査を行っている。また、それ以外の主な銀行（普通銀行や長期信用銀行、信用金庫など）については、大蔵省と日本銀行が、それぞれ個別に検査（日本銀行の場合には考査と呼ぶ）・モニタリングを行っている。

わが国におけるこのような検査体制については、いわゆる金融不祥事

や住専問題を契機として、さまざまな観点から批判が行われており、イ) 検査担当機関が金融機関ごとに複雑に異なっている結果、責任の所在が不明確となり、フリーライダー問題や一種の責任の擦付合いが生じている、ロ) リスクの複雑化に比べて検査の頻度や内容が十分ではなく、銀行の経営内容について十分な検査が行われていないほか、検査の日時が事前に銀行側に漏れている可能性がある、ハ) 検査が十分行われている場合でも、検査内容に応じた適切な措置が迅速に行われていない（処理の先送り）、などの点が指摘されている。²⁴⁾」

また、藤井正志は、『金融業の情報開示と検査、監督』で、「日本はアメリカから何を学ぶべきか」のテーマの下で、日本の検査の在り方についても下記のように提言している。

「(米国における) 複数の監督官庁の存在は相互牽制機能を内在するがゆえに、市場の変化や革新への対応を可能にする柔軟性を備え、金融産業の健全な成長の芽を摘む恣意的な行政措置に対するチェックアンドバランス機能を発揮するものとなろう。

わが国における、銀行の検査・監督体制を考える場合は、このチェックアンドバランス機能を考慮に入れた検査・監督体制とすることが望ましいと思われる。現在、金融監督庁が銀行検査の主管監督官庁とされているが、従来から銀行の考査を行ってきた日本銀行の検査・監督官庁としての役割や、公的資金の注入に関して、問題銀行の実態を正確に把握すべき預金保険監督機構の役割を見直し、銀行の検査・監督に積極的に関与させる必要があろう。²⁵⁾」

従前の金融検査については、金融検査研究会編『新時代の金融検査実務』があった。それは主にCAMEL 検査の実施に係るものであった。

「CAMEL 検査の実施

(1) 金融の自由化・国際化の進展

我が国においては、昭和59年5月に『日米円・ドル委員会報告書』、

『金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望』、昭和60年7月に『アクション・プログラム』、昭和62年6月に『金融・資本市場の自由化、国際化に関する当面の展望』を公表し、これに沿って金融の自由化のための措置を講じてきた。具体的には、預金金利の自由化、短期金融市場の整備・拡充等、金融の自由化・国際化が着実に進められてきた。

これは、経済構造の変化や経済全般にわたる国際化の進展等に対応して金融の自由化を進めていくことは、より一層の競争原理の活用を通じて、高度化・多様化する国民の金融に対するニーズに応え、我が国経済の効率化と発展に資するとともに、我が国が世界経済の発展に貢献していく上で大きな意義を有するとの考え方に基づくものである。

このような金融の自由化・国際化に伴い、金融機関にとっては、経営の自由度が増大し、収益機会の拡大がもたらされる。しかしながら、その反面各種のリスクの増大等を通じ、経営環境を厳しくするという面もあることは否定できない。

これに対して、金融機関の経営の健全性を維持するために、自主的な経営の合理化・効率化を推進するとともに、リスク管理体制の整備に務めることが必要となっている。

また、各種リスクをカバーするため、自己資本の充実強化が求められている。

(2) CAMEL 検査の導入

このような経営環境の変化に対応して、検査の手法についても、見直しの必要が生じたことから、昭和62年度からは、従来の検査手法を踏襲しつつ、『CAMEL (キャメル)』検査の手法を導入して、検査の視点や方法の多様化を図っている。

CAMEL 検査は、金融の自由化の進展したアメリカの検査当局において、1978年以来採用されている検査手法である。

CAMEL とは、Capital (資本の充実度)、Asset (資産の健全性)、

Management (経営管理), Earnings (収益力), Liquidity (流動性) の5項目の頭文字をとったものである。CAMEL 検査においては、これらの項目ごとに金融機関の経営状況を把握し、さらにそれらを総合的に勘案し、金融機関の健全性を評価することとされている。²⁶⁾

その後のあらたな検査手法の導入としては、金融監督庁が1999年4月に入って、「金融検査マニュアル」を発表した。²⁷⁾

まず、金融監督庁による前文を示そう。

平成11年4月8日

金融監督庁

金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」について

金融監督庁では、「金融再生トータルプラン(第2次とりまとめ)」(7月2日発表)等を踏まえ、検査部内に「金融検査マニュアル検討会」を設置し、昨年8月以降検討を行ってきた。昨年12月22日に「中間とりまとめ」を公表し、これに対するパブリックコメント等を踏まえ検討を重ね、合計24回にわたる審議の結果、本日その最終的な成果として、金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」がまとめられ公表された。

本「最終とりまとめ」は、金融検査は自己責任原則に基づく金融機関経営を補強するためのものであるとの考え方を基本に、①当局指導型から自己管理型への転換(内部管理・外部監査態勢の適切性を検証するプロセス・チェック)、②資産査定中心の検査からリス管理重視の検査への転換に重点を置いて作成されている。その際、諸外国の金融検査を巡る動向やバーゼル銀行監督委員会における議論を勘案するなど、グローバル・スタンダードを踏まえたものとなっている。(別添1参照)

なお、「中間とりまとめ」についての見直しが行われた主なポイントは、別添2のとおりである。

今後、金融監督庁においては、本「最終とりまとめ」を踏まえ、検査官宛の内部通達を策定する予定である。

なお、本通達は、全ての預金等受入金融機関を対象とし、本年7月1日以降に実施する検査について適用する予定である。ただし、資産査定、償却・引当等決算処理に係る事項については、本年7月1日以降に行われる決算処理に係る検査について適用する予定である。

(別添1)

平成11年4月8日

金融監督庁検査部

金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」の概要

金融監督庁においては、検査官が金融機関を検査する際の手引書（マニュアル）を整備するため、昨年8月、検査部内に、法律家、公認会計士、金融実務家等をメンバーとする「金融検査マニュアル検討会」を設置し、検討を進めてきた。昨年12月22日に「中間とりまとめ」を公表し、これに対するパブリックコメント等を踏まえ、検討を重ね、合計24回にわたる審議の結果、本日、その最終的な成果として具体的なマニュアル案を内容とする「最終とりまとめ」をまとめ、公表するに至った。

I. 概要

1. 我が国金融システムの安定と再生を図り内外の信頼を回復するためには、不良債権の処理、業務再構築やリストラ、情報開示等に取り組むとともに、検査マニュアル等の整備等を通じて検査監督体制の一層の充実を図っていく必要がある（金融再生トータルプラン、緊急経済対策）。金融検査マニュアル等の整備・公表は、監督当局の検査監督機能の一層の向上及び透明な行政の確立に資するだけでなく、金融機関の自己責任

に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立につながるものと期待される。

2. 本検査マニュアル案の作成に当たっては、金融検査は自己責任原則に基づく金融機関の経営を補強するためのものであるとの考え方を基本に、

- ① 従来の当局指導型から、自己管理型への転換を進める（検査は、金融機関自身の内部管理と会計監査人等による厳正な外部監査を前提として、内部管理・外部監査態勢の適切性を検証するプロセス・チェックを中心とする）、
- ② 従来の資産査定中心の検査から、リスク管理重視の検査へ転換を図る、

ことに重点を置いている。

また、諸外国の金融検査を巡る動向やバーゼル銀行監督委員会における議論を勘案するなど、グローバル・スタンダードを踏まえて作成している。

3. 本検査マニュアル案では、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢について、各々チェック・リスト等により、検査を行う際のチェック・ポイントを示している。

まず、法令等遵守態勢については、^{注1)}経営陣が金融機関の社会的責任と公共的使命を柱とした企業倫理を構築し、法令等が遵守される体制を整備しているかをチェックすることとしている。

また、リスク管理態勢については、自己責任原則の下、監査役を含めた経営陣、そして会計監査人等の役割と責任を明確化するとともに、当局による検査において、経営陣等が各種リスク管理の重要性を認識し、リスク管理のための方針を策定し、体制の整備等を行っているかをチェックすることとしている。

(注1) 本検査マニュアル案においては、経営陣の役割について「取締役会」

において決定すべき項目と「取締役会等」(取締役会のほか、常務会、経営会議等を含む。)において決定すべき項目の2つに分けている。

4. なお、本検査マニュアル案は、邦銀の海外拠点及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象とすることを予定している。

また、金融検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、業務の健全性と適切性の確保に務めることが期待される。

マニュアルの各チェック項目^{注2)}は検査官が金融機関のリスク管理態勢等を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を金融機関に直ちに法的に義務づけるものではない。マニュアルの適用にあたっては、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があり、チェック項目に記述されている字義通りの対応がなされていない場合でも、業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、対応が合理的なものであり、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とされるものではない。したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。なお、検査における指摘が直ちに特定の監督上の措置に結びつくわけではない。

(注2) 本検査マニュアル案においては、チェック項目を以下の3つに区分している。

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査

官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ さらに、両者を組み合わせて、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関にあつては①、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関にあつては②としている項目がある。

II. 各マニュアル案の概要

1. 法令等遵守態勢（コンプライアンス）のチェックリスト

本チェックリストでは、取締役や監査役に求められている役割を明らかにしているほか、コンプライアンスを実現するための施策等を明記し、取締役等のコンプライアンスに対する自覚を求め、コンプライアンス重視の企業風土醸成により、金融機関としての公共性を発揮することを促している。

2. リスク管理態勢

(1) リスク管理態勢のチェックリスト（共通編）

本チェックリストにおいては、金融機関の抱える各種リスクを管理するにあたって、全てのリスク管理に共通するチェック項目を、バーゼル銀行監督委員会の「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」の原則を踏まえ整理している。

本チェックリストの各項目は、金融機関経営に際して当然実践されるべきリスク管理の基本であり、特に金融機関の取締役が認識し実践することが求められるものである。

具体的には、取締役、取締役会、取締役会等、監査役、管理者そ

それぞれの認識と役割等を明記し、取締役等にリスク管理に対する自覚を求めているほか、金融機関としてのあるべきリスク管理態勢の整備を促している。

(2) 信用リスク管理態勢のチェックリスト及び信用リスク検査マニュアル

本チェックリストにおいては、与信集中の排除等のポートフォリオ管理の重要性を強調するとともに、信用格付の導入、信用リスクの計量化を促している。

また、信用収縮に対する懸念に配慮し、チェックリストに「円滑な資金供給を行っているか」、「金融検査マニュアルを理由とした資金供給の拒否や資金回収等の不適切な取扱いを行っていないか」をチェックする項目を設けている。

信用リスク検査マニュアルにおいては、自己査定に関する検査について、旧大蔵省金融検査部の「資産査定について」の通達をベースとしつつ、債務者区分を判定する場合の判断基準の明確化（特に関連ノンバンクを含む金融支援先の査定方法の明確化）等を図っている。なお、判断基準は債務者を区分する際の目安であり、債務者区分の判定に当たっては、定量的な判断だけでなく、業種の特徴等を踏まえた総合的な判断が必要である。特に、中小企業等向けの与信に対しては、どの債務者区分の判定の際にも、当該企業の財務状況のみならず、代表者等の資産等をも勘案して判断する必要がある旨を明記している。

償却・引当に関する検査についても、償却・引当基準の一層の明確化を図るとともに、貸倒引当率等の算定方法の適切性、償却・引当額の水準の適切性について検査を行うこととしている。また、要注意先に対する引当は、信用リスクの程度に応じて区分毎に行うことを基本とし、例えば、要管理先債権とそれ以外のものに区分して行っている場合には妥当と判断できることも明確化している。

自己査定及び償却・引当に関する検査を踏まえ、自己資本比率がどのような影響を受けるのか等についても検査において検討することとしている。

(3) 市場関連リスク管理態勢のチェックリスト

本チェックリストは、旧大蔵省金融検査部の「市場関連リスク管理態勢のチェックリスト」と「海外拠点検査のチェックリスト」を一本化した上で、金融環境の変化に対応し金融機関の市場関連リスクの管理態勢レベルの向上を求めている。また、自己資本比率に係るマーケット・リスク規制やトレーディング勘定についてのチェック項目を新たに設けるなど内容の充実を図っている。

(4) 流動性リスク管理態勢のチェックリスト

本チェックリストは、流動性管理の重要性が非常に高まっている昨今の金融情勢を踏まえ、特に資金繰りリスクに重点を置いて作成している。

具体的には、資金繰りの逼迫度に応じた管理手法等の規定の整備、円貨・外貨及び国内拠点・海外拠点の資金繰りの統合管理、オフバランス取引、コミットメントライン、調達先の分散状況等を考慮した調達可能額の把握等について記し、流動性リスクの適切な管理態勢の確立を促すこととしている。

なお、市場流動性リスクについては、「市場関連リスク管理態勢のチェックリスト」に盛り込まれており、その中でチェックすることとしている。

(5) 事務リスク管理態勢のチェックリスト

事務リスクについては、従来、現物検査、実地検査を通じて把握した状況を基に事務管理態勢のチェックを行っていたが、本チェックリストでは、基本的に本部検査等を通じて事務リスク管理態勢のプロセス・チェックを行うこととしている。

具体的には、事務リスクの適切な評価（計量化を含む。）を行うことを促しているほか、網羅的な事務規定の整備、自店検査の機能発揮について明確化し、事務管理態勢の整備状況をチェックすることとしている。また、顧客保護の徹底を図るとともに、融資先の財務情報など個別企業に関わる情報については、特に嚴重かつ慎重に扱うことを求めている。

(6) システムリスク管理態勢のチェックリスト

本チェックリストは、旧大蔵省金融検査部の「コンピュータシステム及びコンティンジェンシープランチェックリスト」をベースに作成しているが、従来の、システム安全対策やコンティンジェンシープランのチェックについては、（財）金融情報システムセンター（FISC）の手引きを活用することとし、当局の検査においては主にシステムの企画・開発体制や管理・運営体制の状況のチェックに重点を置いている。

具体的には、システム戦略やセキュリティーポリシーの明確化を求めているほか、内部監査時の監査証跡（オーディット・トレイル）の確認を促している。また、コンティンジェンシープランの策定に当たっては、システムリスクも考慮することを促している。

以 上

金融検査は自明の理であり、これに対する疑問はない。マニュアル全体としては、「最終とりまとめ」が10頁、法令集遵守態勢の確認検査用チェックリストが120頁と膨大なものであり、受検者側でも十分な検討が必要である。

また、このようなチェックリストが、モニタリングとの共通性があることにも、注目したい。

4. 金融業の将来との関連性

(1) ビッグバン後の銀行経営

吉川紀夫は、ビッグバン後の銀行経営について、問題意識として次の5点を挙げている。

「①わが国で発生している金融システムや不良資産対応をはじめとした銀行経営問題の原点は、地球レベルで発生してきた金融の新しい流れを見失い、国内完結型の銀行経営に固執してきたことに求められる。それを情報論・組織論の両面からの分析で明らかにし、今後、銀行関係者だけでなく、国民全員が銀行に対する意識を大変革していかななくてはならなくなることを指摘する。

②とくに、大量の不良資産を抱えているわが国の銀行経営は形骸化した株主利益主体の経営から脱皮し、銀行利害関係者全員の利益を追求する経営に向かうべきである。また、金融取引形態はアングロ・サクソン流のマーケット重視の流れに乗っていかざるを得ず、この流れから逸脱した場合、わが国の経済は今後立ちいかなくなる可能性がある。ただ、日本人の国民性は歴史的にみてそれに十分適応できる資質を有している。

③ビッグバン以降の銀行が存続し得るか否かは経営者の指導力の優劣が決め手となる。大量の不良資産の発生は機械に載る情報のみが唯一の情報だと信じていたり、誤った判断を正しい判断として平然と経営を行ってきた経営者が多かったことによる面が強い。リーダーシップがなくモラルの低い経営者は淘汰されていく仕組みがビッグバン以降の銀行組織にはビルトインされてくる。

④21世紀に向け、銀行経営者は自己資本の充実を第一の目標にし、銀行の従業員、預金者、融資先に対し経済的なインセンティブ以上に「非経済的なインセンティブ」を与えていくことが大切な経営要素となって

いく。

⑤さらに、銀行の顧客には変わりゆく銀行経営の真実の姿を知る権利があり、銀行経営者はそれを知らせる義務がある。また、顧客も自己の財産や企業経営を自己責任の下で守っていかねばならない覚悟を持つことが要請されてくる。²⁸⁾」

同書では、以上のような問題意識の下で、以下に紹介するような事例について、見解を表明している。これらの意見は金融業の将来への橋渡し役を果たすことになろう。

「① 何が間違っていたのか

このように、銀行の抱えている不良資産の状態についてはその程度に応じてどのようなものがあるのかを認識しないかぎり、国民のミスリードを惹起し金融システムそのものに大きな影響を与えるシステミック・リスクにつながっていく可能性もある。そのためにも、マスコミ等の協力を得ながら不良資産の内容説明を付随させた計数開示の方向を今後強²⁹⁾力に推進していくことが要請される。」

「② 不良資産の内容理解

また、国民のサイドでも開示された不良資産の内容を理解したうえで当該銀行の不良資産計数を把握していく努力をしなければなるまい。十分な理解さえ得られれば特定企業や個人の個別情報などは別として正しい銀行経営情報をかなり前向きに開示していくことは当然のことであり、逆に隠そうとする銀行を国民が排除していくことにもなる。そのような対応が一般化することが銀行や行政に対する国民の不信感を一掃することにもなる。³⁰⁾」

「③ 金融ビッグバン成否の鍵

金融ビッグバンの波は、否応なくわが国の金融機関全体に襲いかかってきている。しかも、それはフリー、フェア、グローバルという原則によって貫かれており、マーケットルールという世界共通の取引原理に従

わなければ、国際的な金融取引に参画できなくなることをも意味している。物的資源に乏しいわが国が金融取引の国際化に向けてようやく本格的に始動したことは世界の潮流からみた場合、遅きに失した感すら³¹⁾ある。」

〔④ わが国の銀行が進むべき選択

それでは、わが国の銀行業態が同質化せず、かつ国民にとって意味のある金融機能を果たす途はどこにあるのか。

前述したように、その前提は銀行の自己資本の充実にあるが、一言で自己資本の充実といっても、それには各種リスク管理の徹底、組織の有効性や能率性の確保ということの尻が自己資本の充実という結果につながるのである。規模の大小を問わずこの自己資本の充実が達成できない先、つまり自己資本比率の低い先は金融ビッグバンの波に押し倒されてしまう可能性³²⁾がある。」

〔⑤ 将来の銀行に期待される機能

将来的に国民の貯蓄率が低下していくことが予想されるなかで、銀行は、外国銀行のわが国への進出と営業活動の展開はもとより、流通業の決済業務への参入や一般企業のインハウス・バンキングの活発化などの脅威にもさらされていく。そのなかで銀行はいかなるレーゾンデートルを強調していくべきかを真剣に議論すべき時期になっている。むしろ、このような金融機構の変化が国民経済的に有益な結果をもたらすものであれば、従来の分野から銀行は徐々に撤退する必要性も出てくることになる。

これからの経済社会にあっては国内企業にとって効率性の悪い分野へはその分野を得意とする外国企業が新たに参入してくるほうがむしろ望ましいのであり、既得権益による保守的な参入阻止は国民の利益にはつながらない。個性のある銀行のみが国民にとって有用な存在意義のある銀行³³⁾となっていくはずである。」

(2) 金融業の将来

金融業ないし銀行業の将来について論じている本は少ない。ここで取り上げる二著は、共に米国書の翻訳である。したがって、米国での経験が中心である。

① 銀行業の将来

J. L. ピアスは『銀行業の将来』の日本語版への序文で、次のように述べている。

「本書は、直接的にはアメリカの銀行業の将来を取り扱い、アメリカに独特な制度的要素を議論しているが、アメリカがかかえている経済問題は日本も含めてあらゆる先進国の銀行業にあてはまる。日本の銀行業の法律上、規制上、そして制度上の環境はアメリカのそれとは大きく異なっているが、同一の基本的な経済上・技術上の力が両国で働いている。これらの力こそがそれぞれの国の銀行業の将来を究極的に決定するのである。銀行業の将来が明るい暗いかは、それぞれの国の政府が経済の現実に対応した政策を採用するか否かによってほとんど決まってしまうであろう。」³⁴⁾

本文の中では、「銀行業の将来と規制」について、以下のように論じている。

「米国の金融システムのなかでの役割を根本的に変えるような仕方で、銀行業はこれまでも変わってきたし今も変わり続けている。銀行はもはや単に地元の預金を受動的に集めて地元の企業に貸し付けるだけではない。多くの銀行は、国境を越え、海外で多数の金融サービスを提供する一方で、世界中の市場で資金を求めて競争する多国籍企業である。提供する金融サービスには、考えられる限りのすべての種類の貸付だけでなく、投資銀行業、保険、株式・債券のブローカー業、リース業、貸付の「証券化」といった形態も含んでいる。引受けなどの証券業務を行う能力は、規制という制約がない海外ではとくに高い。小さな銀行は通常国

内でのみ営業しているが、資金を求めて活発に競争し、ますます多種の金融サービスを提供し、大銀行が組成 (originate) した国際貸付に参加する。州を越えての支店展開の禁止は尊重されていたが、次々に破られるようになり、多くの銀行が地域的 (regional) なあるいは全国的なネットワークを形成している。銀行家が新しい市場に入っていくと同時に、伝統的な銀行業サービスを提供する多数のノンバンクが競争者として銀行の領域へ侵入してきた。これらの変化のために、銀行規制には大きな問題が生じた。銀行規制はこの根本的に異なった金融環境に適応していないのである。

銀行業に関するほとんどの改革提案は症状に対してであって、病気そのものには向けられていない。もし銀行がブラジル、メキシコ、その他の発展途上国に過度に資金を貸し付けていたのなら、それらの諸国への貸付を減らすことを求めればよい。もし銀行の資本水準が不十分なら、資本を増やさせればよい。もし、銀行があまりにリスクを負っているなら、リスクをとらせないようにすればよい。このような反応の裏には、銀行が正しく行動してこなかったから問題に陥っているのだという前提がある。不良少年のように、銀行に規律を与えその行動を規制しなければならぬというのである。

規律が乱れ経営に失敗した銀行の例が目につきやすいけれども、ほとんどの銀行はうまく経営されている。問題はそれほど表面的なのではない。根本的には、銀行業やそれを条件づけている政府の計画が、金融市場や金融業務の一体化が進み高度技術が発達した現代の金融界と矛盾するようになってきたのである。この事実が、銀行業の将来の成功にとって中心的なものとなる。³⁵⁾

最後に「新しい銀行規制のための提案」として、以下のように論じている。

「安全な通貨制度は経済の安定というマクロ経済的な目標を達成するために不可欠である。しかしもう一つの目標がある。大衆は市場の需給に

よって価値が変動しない資産すなわち安全な避難港を望んでいる。これは預金保険が支持される第一の理由である。それによって人々は貨幣が安全であるということを確認しているのである。つまり預金保険は、資産（決済勘定の残高）が額面で償還されることを保証する。

たぶん多くの人は預金保険の「本当」の存在理由がマクロ経済的な理由、言い換えれば通貨制度を安定的にするということにあるとは気づいてすらいないだろう。人々は預金保険が単に安全な資産を提供するだけのものと思っている。これはあたりまえのことを論じているようにみえるかもしれないが、結局のところ、預金保険が通貨制度を守る理由は、人々が貨幣の安全性を確認し、取付け騒ぎを起こさないことにあるといえる。安全な通貨制度という目的と大衆に安全な資産を提供するという目的はかなり関係するのだが、まったく同じであるとはいえない。³⁶⁾

② 金融業の将来

次に F. R. エドワーズの『金融業の将来』をみていくことにする。表紙裏の紹介文は次のとおり。

「貯蓄金融業全体の崩壊、伝統的商業銀行の衰退、ノンバンク金融機関の急速な成長、金融市場の国際化、デリバティブのような革命的金融商品の開発——1980年代以降激変するアメリカの金融市場では、銀行を他の金融機関から分離・隔離してきた規制上の障壁は急速に姿を消しつつあり、銀行規制だけでなく金融市場や金融機関への規制を再考察する必要に迫られている。

『金融市場を脆弱にするのは、ノンバンク金融機関やデリバティブなどの新しい金融商品でなく、むしろ伝統的な銀行である』——本書ではそう結論づけ、『担保付き銀行業システム』という新たな金融システムと、規制のあり方について大胆に提言する。³⁷⁾

以下は、同書の「はじめに」の中の著者の主張を要約したものである。

「私は懐疑的である。現在の、信用秩序維持のための銀行規制体系です

ら、真に迫った欠陥がある。新しい金融環境が世界中の金融市場を席卷するにつれ、その欠陥は痛いほど明白になるであろう。本書を執筆した理由の一つは、この欠陥自体に対して人々の注目を引くためである。本書において、私はこの欠陥自体について、またなぜそれを修正するのが難しいのかについて論じる。現在のシステムを下手にいじくりまわすよりも、今日の競争上の現実および金融市場の実態と規制システムとを整合的なものにしていくために、規制システム全体を再考してみる必要があると思う。そうしないと、われわれの向かう道は、また新たな銀行崩壊につながってしまうであろう。

もちろん、ポイントとなるのはシステムを変える方法である。どのようにすれば、銀行・金融システムの安定性を損なわずに、規制から銀行をより自由にすることができるのであろうか。われわれが必要としている規制システムは、金融システムを守りつつ、同時にすべての金融機関に同等の競争条件をもたらすものである。本書では、そういった課題を実現する一つの方法として担保付き銀行業 (collateralized banking) を提案した。担保付き銀行業システムを採用することによって、金融システムの安定性を損なわずに、銀行間の自由な競争が可能になると考えられる。つまり、金融システムを守るために広範で完全な政府の規制に頼り続けることはもはや不可能だという事実をきちんと認識しなければならないのである。カギとなるのは、金融機関の過度な危険負担を抑制しながら、市場を有効に機能させる方法を見つけることである。担保付き銀行業のような形態を採用することにより、その目的を達成できると私は考える。

もちろん、私の結論と提案がおそらく非常に論争的であろうということは自覚している。そうでなければならぬし、そうあるべきだとも思う。問題は非常に複雑であり、また多くの既得権益グループが存在することで、より複雑になっている。しかしながら、金融市場全体に及んだ

変革が意味するところや、また金融市場に対する政府規制の将来の役割や有効性について、論争を起こすことに成功できればというのが、私の願いである。そのような論争が起こるべき時としては、すでに遅いぐら³⁸⁾いである。」

続いて「担保付き銀行業」について、一部を紹介する。

「担保付き銀行業

政府保証の範囲を狭くしようという提案が、これまで数多くなされてきた (Burnham [1991]; Kareken [1986]; Litan [1987]; Pierce [1991]; Pollack [1992]; Tobin [1987]; Merton and Bodie [1993])。これらの提案は、それぞれ相当に異なるものだが、総称していえば担保付き銀行業 (collateralized banking) の提案だと分類することができる。それらの提案で一般的であるのは、流動性サービスや決済サービスを提供できるのは、担保付き銀行と呼ばれる新しく作られた機関のみだという点である。担保付き銀行は要求払い預金 (要求があれば額面で払い戻し可能な取引残高) を提供することを許された唯一の金融機関であり、すべての預金資金をリスクの低い短期資産に投資 (「担保としての裏付け」に) しなければならない。中には、担保付き銀行に米国財務省証券 (TB) の保有しか認めない提案もある。他の提案では、TBに加えて、高格付けの CP (MMMF が現在保有する資産のたぐい) などの優良短期資産を認めている。このように、担保付き銀行は非常にわずかの市場リスクを抱えるだけで、信用リスクはごくわずか、ないし事実上ゼロである。したがって、額面ですべての預金の引き出しに応じることを信頼してよい。さらに、小切手であろうが電子送金であろうが、すべての資金振替は担保付き銀行を経由しなければならない。担保付き銀行は、すべての支払いに担保を付与することによって決済システムの健全性を効果的に保証する。

明確な担保付与メカニズムは、先物取引所で成功裏に使われている証

拠金・決済システムによく似た働きをするであろう。とくに、銀行は預金債務の価値以上の担保資産を証拠金として差し出し、それらの資産は毎日時価評価が行われ、毎日追加証拠金の支払いが必要とされる。さらに、それらの資産は、独立の保管者 (custodians) によって管理される。このような取り決めがあれば、銀行の担保資産の市場価値が預金債務の償還価値を決して下回らないことは確実となる。さらに、リスクは低いが全くデフォルトがないわけではない短期資産 (たとえば優良 CP) を担保として使うことを認めなければならない場合には、担保付与要件 (collateralization requirements) はそのリスクを反映するように適切に調整することが可能であろう。

担保付き銀行という制度構造は、担保付き銀行のすべての債務が担保付与によって完全に保証されているので、政府の支援による預金保険の必要性をなくす。預金者の損失は、詐欺や経営の大失敗の場合にのみ生じうる。したがって、預金保険の唯一の役割は、預金が安全なことを預金者に伝達することだけである。さらに、担保付き銀行はリスクの低い評価のしやすい資産のみを保有し、モラルハザードの危険も削減されるので、規制当局の監視・監督の必要性は大きく減少するであろう。規制当局は適切な資産が保有されているかを検証することのみが必要となるが、不透明な資産がないので監督はかなり単純なものとなる。担保付き銀行は、SEC の情報開示要件や独占禁止法といったその他の規制にはそれまでどおり従うことになるであろう。

担保付き銀行システムを採用することで、次の五つの大きな利点が約束される。第一に、銀行を含めた金融サービス会社の業務に対するほとんどの政府規制を廃止することができ、それによって競争は促進され、金融資源の配分が改善される。第二に、さまざまな商品を広範に提供することが認められるため、すべてのサービスを扱う銀行や金融サービス会社が範囲の経済性を享受できるので、効率性が高まる。第三に、規制

当局の監視の必要性とその範囲を大幅に削減して規制構造を単純化するので、監督費用を減らすことができる。第四に、このシステムでは政府保証が制限されるので、金融機関一般の過大なリスク負担をコントロールするために市場規律を使うことが多くなる。第五に、担保付き銀行業システムは、規制プロセスの透明性を高め、納税者による規制当局の効果的な監視を可能にするであろう。さらに、金融サービス会社の負債は、もはや政府によって保証されていないので、投資家は、負担しているリスクについての市場価値評価だけでなく、市場連動の財務諸表も公表するように求めるであろう。これは、情報開示を改善し、市場規律を高めるであろう。預金保険に内在するモラルハザードの危険によって生じてきた歪みは、規制当局の課した制約を回避しようとして生じていた意図しない効果とともに、大幅に削減されるであろう。³⁹⁾」

担保付き銀行業 (collateralized banking) の提案はかなりユニークなものであるが、日本でも不良債権整理時の銀行による国債大量引受け (利鞘の保証) は世間の批判にさらされた経験があり、これは一種の narrow banking (狭義の銀行業) だともいえる。また、最近の決済専門銀行 (スーパー等による) は、銀行の決済機能を拡散させるものである。また、日本では貯蓄銀行業の経験もある。

金融規制の見直し (一部強化を含む) によって、真の信用の安定化が保証されるとすれば、われわれはどんな議論にも前向きに取り組むべきであろう。

おわりに

『金融規制の原点』では、金融規制の「前史」として、「金融業いま・むかし」の題で、「お金」のルーツ、銀行業のはじまり、保険・信託・証券の歴史などについて見てきた。

次いで、主要国の金融史でイギリス、アメリカ、ヨーロッパ諸国、日本を

概観した。そして、特に英・米・独・日の主要4カ国の金融規制について、「なぜ銀行を規制するのか」(Why regulate banks?)の視点で検討した。

併せて、金融規制の原点について、戦後(1945以降)、主に80年代までのテキストに基づいて確認してみた。

背景としては、日本では戦後の大蔵省主導の「護送船団行政」(金融システムの安定性を重視)があり、それが二度の石油ショック、貿易の自由化、国債の大量発行と消化、世界的なバブルの発生と金融破綻の中で、金融制度の見直し(日本版ビッグバン)へと進んでいる。

「市場(あるいは政府)の失敗」が、80年代以前の事前監視型の「競争制限規則」(法制と行政指導)から、市場メカニズム重視、BIS規制、預金保険機構活用等の「事後監視型規制」への移行を余儀なくさせた。

この中であって、金融規制も新たな理論構築が必要となり、また大銀行の不正・破綻に伴うコンプライアンス行政の強化、金融破綻の事前チェック機能としての「早期是正措置」の導入等が課題として加わる。

本稿では、以上のような問題意識を持って、金融規制の新たな規制が必要となった現状について観察し、今日の問題として内外の学者の意見を紹介した。また、検査・考査と金融規制については、新たな競争環境下での検査の在り方を考え、モニタリングに通じるチェックポイントを評価した。最後の金融業の将来との関連性については、現状認識の異なった(楽観論・悲観論)2つの意見を紹介した。

以上の問題点の整理が、金融規制の研究に何らかの貢献をすることができれば、論者の望外の幸せとするところである。

注

- 1) 橋本光憲「金融規制の原点」神奈川大学経営学部『国際経営論集』第18号、1999年11月。

- 2) 池尾和人『銀行リスクと規制の経済学—新しい銀行論の試み』東洋経済新報社, 1990年。
- 3) 同上書, 23頁。
- 4) 同上書, 21頁参照。
- 5) 貝塚啓明「金融規制—国際比較の視点から」貝塚啓明・植田和男編『変革期の金融システム』東京大学出版会, 1994年。
- 6) 同上書, 35-36頁。
- 7) 同上書, 58-62頁。
- 8) 灘山龍輔「我が国金融規制に関する一考察」『高千穂論叢』第34巻第1号, 1999年4月。
- 9) Xavier Freixas and Jean-Charles Rochet, *Microeconomics of Banking*, The MIT Press, Cambridge, Massachusetts, U. S. A., 1997.
- 10) *Ibid.*, p. 1.
- 11) *Ibid.*
- 12) *Ibid.*
- 13) 西脇廣治『規制と銀行行動の理論』多賀出版, 1993年, 3頁。
- 14) 池尾和人・金子 隆・鹿野嘉昭『ゼミナール 現代の銀行』東洋経済新報社, 1993年, 157頁。
- 15) 粕谷宗久『日本の金融機関経営』東洋経済新報社, 1993年, 20頁。
- 16) ドウワトリボン, M./ティロール, J.著, 北村行伸・渡辺 努訳『銀行規制の新潮流』東洋経済新報社, 1996年(原著1994年, The MIT Press), 22頁。
- 17) 同上書, 25頁。
- 18) 同上書, 25-26頁。
- 19) 同上書, 27頁。
- 20) 同上書, 27-28頁。
- 21) 同上書, 29-30頁。
- 22) 青木昌彦「日本語版への序文」同上書, 1頁。
- 23) 清水啓典『日本の金融と市場メカニズム』東洋経済新報社, 1997年, 282-283頁。
- 24) 藤原賢哉・家森信義編『現代金融論講義』中央経済社, 1998年, 98頁。
- 25) 藤井正志『金融業の情報開示と検査, 監督』東洋経済新報社, 1998年,

221頁。

- 26) 金融検査研究会（大蔵省銀行局）編『新時代の金融検査実務』（財大蔵財務協会，1991年。
- 27) 地域金融研究所『金融検査マニュアル』1999年。
- 28) 吉川紀夫『ビッグバン後の銀行経営』東洋経済新報社，1998年。
- 29) 同上書，24頁。
- 30) 同上書，25頁。
- 31) 同上書，40頁。
- 32) 同上書，43頁。
- 33) 同上書，49頁。
- 34) ピアス，ジェームズ L. 著，藤田正寛監訳，家森信善・高屋定美訳『銀行業の将来』東洋経済新報社，1993年，1頁（原著1991年，*The Future of Banking*, The Twenties Century Fund, Inc.）。
- 35) 同上書，4-6頁。
- 36) 同上書，172-173頁。
- 37) エドワーズ，フランクリン R. 著，家森信善・小林 毅訳『金融業の将来』東洋経済新報社，1998年（原著1996年，*The New Finance, Regulation & Financial Stability*）。
- 38) 同上書，iii-iv頁。
- 39) 同上書，202-208頁。

参考文献

館 龍一郎編『金融辞典』東洋経済新報社，1994年。

木村 剛『新しい金融検査の影響と対策』TKC 出版，1999年。